

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）  （総則関係）～別添 添加物 1－3 （略）  別添 添加物 1－4 各一括名の定義及びその添加物の範囲  1 イーストフード～9 チューインガム軟化剤 （略） 10 調味料 （1）定義～（2）一括名（略） （3）添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合 ① アミノ酸 L-アスパラギン酸ナトリウム DL-アラニン L-アルギニンL-グルタミン酸塩 L-イソロイシン グリシン グルタミルバリルグリシン L-グルタミン酸 L-グルタミン酸アンモニウム L-グルタミン酸ナトリウム <u>L-システイン塩酸塩</u> L-テアニン DL-トリプトファン L-トリプトファン DL-トレオニン L-トレオニン L-バリン L-ヒスチジン塩酸塩 L-フェニルアラニン DL-メチオニン L-メチオニン L-リシンL-アスパラギン酸塩 L-リシン塩酸塩 L-リシンL-グルタミン酸塩 別添 添加物 2－1 の用途欄に「調味料」と記載された添加物（アミノ酸に限る。） ②～④ （略） 11 豆腐用凝固剤～14 膨張剤 （略）  別添 添加物 1－5～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products （略）	食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）  （総則関係）～別添 添加物 1－3 （略）  別添 添加物 1－4 各一括名の定義及びその添加物の範囲  1 イーストフード～9 チューインガム軟化剤 （略） 10 調味料 （1）定義～（2）一括名（略） （3）添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合 ① アミノ酸 L-アスパラギン酸ナトリウム DL-アラニン L-アルギニンL-グルタミン酸塩 L-イソロイシン グリシン グルタミルバリルグリシン L-グルタミン酸 L-グルタミン酸アンモニウム L-グルタミン酸ナトリウム <u>（新設）</u> L-テアニン DL-トリプトファン L-トリプトファン DL-トレオニン L-トレオニン L-バリン L-ヒスチジン塩酸塩 L-フェニルアラニン DL-メチオニン L-メチオニン L-リシンL-アスパラギン酸塩 L-リシン塩酸塩 L-リシンL-グルタミン酸塩 別添 添加物 2－1 の用途欄に「調味料」と記載された添加物（アミノ酸に限る。） ②～④ （略） 11 豆腐用凝固剤～14 膨張剤 （略）  別添 添加物 1－5～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products （略）